

(参考)

※ 当該様式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

「新築又は取得後（増改築等後）遅滞なく受贈者の居住の用に供すること並びに居住の用に供したときは遅滞なく令和6年分の贈与税に係る添付書類を納税地の所轄税務署長に提出することを約すること及び当該居住の用に供する予定時期を記載した書類」

私は、現在 { 建 築
増改築等 } 中である下記1の住宅用家屋の完成後、遅滞なく居住の用に供します。
また、下記1の住宅用家屋を居住の用に供したときは、遅滞なく下記3に掲げる書類を所轄税務署長へ提出することを約します。

記

1 所在地： 名古屋市中区△△番地××

2 居住の用に供する予定時期 令和 7 年 4 月 10 日

3 提出書類（提出する書類に☑をする。）

<新築・増改築等共通>

☒ 1の住宅用家屋の登記事項証明書

<新築>

☐ 省エネ等住宅の場合、次に掲げるいずれかの書類

- ① 住宅性能証明書
- ② 建設住宅性能評価書の写し
- ③ 住宅省エネルギー性能証明書
- ④ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（又は写し）
- ⑤ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び認定長期優良住宅建築証明書
- ⑥ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（又は写し）
- ⑦ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び認定低炭素住宅建築証明書

<増改築等>

☐ 確認済証の写し、検査済証の写し又は増改築等工事証明書

☐ リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替の場合）

☐ 増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類（増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し）

☐ 省エネ等住宅の場合、次に掲げるいずれかの書類

- ① 住宅性能証明書
- ② 建設住宅性能評価書の写し
- ③ 増改築等工事証明書（増改築等に係る工事が住宅用家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限りします。）

以上

令和 7 年 2 月 13 日

△ △ 税 務 署 長 殿

住所 名古屋市△△区××町△△番地〇〇

氏名 〇〇 〇〇

確 約 書

「新築又は取得後（増改築等後）遅滞なく受贈者の居住の用に供すること並びに居住の用に供したときは遅滞なく令和6年分の贈与税に係る添付書類を納税地の所轄税務署長に提出することを約すること及び当該居住の用に供する予定時期を記載した書類」

私は、現在 { 建 築
増改築等 } 中である下記1の住宅用家屋の完成後、遅滞なく居住の用に供します。
また、下記1の住宅用家屋を居住の用に供したときは、遅滞なく下記3に掲げる書類を所轄税務署長へ提出することを約します。

記

1 所在地： _____

2 居住の用に供する予定時期 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 提出書類（提出する書類に☑をする。）

<新築・増改築等共通>

☐ 1の住宅用家屋の登記事項証明書

<新築>

☐ 省エネ等住宅の場合、次に掲げるいずれかの書類

- ① 住宅性能証明書
- ② 建設住宅性能評価書の写し
- ③ 住宅省エネルギー性能証明書
- ④ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（又は写し）
- ⑤ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び認定長期優良住宅建築証明書
- ⑥ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（又は写し）
- ⑦ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び認定低炭素住宅建築証明書

<増改築等>

☐ 確認済証の写し、検査済証の写し又は増改築等工事証明書

☐ リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替の場合）

☐ 増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類（増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し）

☐ 省エネ等住宅の場合、次に掲げるいずれかの書類

- ① 住宅性能証明書
- ② 建設住宅性能評価書の写し
- ③ 増改築等工事証明書（増改築等に係る工事が住宅用家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限りします。）

以上

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 税 務 署 長 殿

住所 _____

氏名 _____